

職員の給与等の支給の基準の変更について

職員の給与等の支給の基準を下記のとおり変更する。

記

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「100分の87.5」を「、6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の92.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第20条中「、並びに初任給調整手当」を「、初任給調整手当並びに寒冷地手当」に改める。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の90」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）の規定は令和元年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内払とみなす。